

茨城県立医療大学修学資金取扱規程

平成17年1月19日

医療大訓 第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、茨城県立医療大学（以下「本学」という。）における奨学寄附金（以下「寄附金」という。）を原資とし、地域の医療水準の向上を図ることを目的として、他の模範となるべき優良な本学学生等に交付する修学資金（以下「修学資金」という。）の取扱に関し、必要な事項を定める。

(受入れ制限)

第2条 次の各号に掲げる条件が付されている場合は、寄附金としてこれを受入れることができない。

- (1) 寄附金により取得した財産を寄附者に譲与すること。
- (2) 寄附金の使用について寄附者が検査等を行うこと。
- (3) 寄附申込後、寄附者が寄附金の全部又は一部を取り消すことができること。
- (4) その他、茨城県立医療大学長（以下「学長」という。）が、適当でないと認めるもの

(寄附の申込み)

第3条 寄附申込者は、奨学寄附金申込書（様式第1号）を学長に提出するものとする。

(寄附受入れの決定)

第4条 当該寄附金の受入れの決定は、学長が行う。

2 学長は寄附金の受入れを決定したときは、奨学寄附金受入れ受諾書（様式第2号）を当該寄附申込者に通知するものとする。

3 寄附申込者は、本学が発行する納入通知書により、寄附金を納入するものとする。なお、納入通知書に抛り難い場合は、寄附申込者が定める規程に従い、寄附金を受入れるものとする。

(交付金の収入、支出手続等)

第5条 修学資金に充てる交付金の収入及び支出等の手続は、茨城県の財務に関する諸規程に準じて処理する。

2 交付金は、歳計外現金として管理する。

(学生等の公募)

第6条 寄附金の受入れの決定をしたときは、学長はすみやかに当該寄附金に係る学生等を公募し、修学資金を給付する学生等の選考を行う。

(報告)

第7条 学長は、給付決定後、奨学寄附金使途報告書（様式第3号）に礼状を

添えて寄附申込者に報告する。

(修学資金の給付等の停止)

第8条 学長は、修学資金の給付を受けている学生等が、次の各号の一に該当した場合は、修学資金の給付を停止することができる。

- (1) 死亡、退学又は休学したとき
- (2) 学業成績又は性行が不良となったとき
- (3) 修学資金を辞退したとき
- (4) 授業料を滞納したとき
- (5) その他、修学資金の給付を受ける学生等として適当でないと認められる場合

(その他)

第9条 その他この規程の実施に関し、必要な事項は学長が別に定める。

付 則

この規程は、平成17年1月19日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成25年12月18日から施行する。ただし、第27条、第44条及び第45条の規定は、平成26年4月1日から施行する。

(組織)

- 2 (略)

付 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号

年 月 日

茨城県立医療大学長 殿

申込者住所

氏名

(法人にあつては、名称および代表者の氏名)

奨学寄附金（茨城県立医療大学修学資金）申込書

下記のとおり茨城県立医療大学修学資金のための寄附を申込みます。

記

1	寄附金額	
2	納付時期	
3	備考 ※寄附の目的及び条件等	

様式第2号

医療大 第 号
年 月 日

(寄附申込者名) 様

茨城県立医療大学長

奨学寄附金（茨城県立医療大学修学資金）受入受諾書

年 月 日付けでお申込みいただきました下記の奨学寄附金につきましては、受諾させていただきます。

記

- 1 寄附金額
- 2 奨学寄附金の用途等

様式第3号

医療大 第 号
年 月 日

(寄附申込者名) 様

茨城県立医療大学長

奨学寄附金（茨城県立医療大学修学資金）使途報告書

年 月 日付けでお申込みいただいた奨学寄附金（茨城県立医療大学修学資金）につきましては、下記のとおり使用しましたので、ご報告致します。

- 1 修学資金の種類
- 2 給付した学生等の所属、学年及び氏名
- 3 その他